

日光市監査委員告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年12月15日

日光市監査委員 柴田 明

日光市監査委員 佐藤 裕子

日光市監査委員 川村 寿利

- | | |
|---------|------------------------|
| 1 監査の対象 | 保険年金課、会計課、議事課、農業委員会事務局 |
| 2 監査の期間 | 令和5年10月19日～令和5年11月1日 |
| 3 監査の結果 | 別紙のとおり |

令和5年度 定例 監 査 結 果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

保険年金課

4 監査の期間

令和5年10月19日～令和5年11月1日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年5月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

栗山診療所の将来的な運営の在り方として、指定管理者制度の導入が考えられるとのことであるが、制度の導入については、その適否について慎重に検討すべきと考える。また、へき地診療へのDXの導入については、より受診者の少ない三依診療所などを先行事例として検討するとのことである。しかしながら、栗山診療所においても将来的な受診者減は避けられない状

況にあることから、栗山診療所についても他診療所に遅れることのないよう、具体的な検討を進められたい。

令和5年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

会計課

4 監査の期間

令和5年10月19日～令和5年11月1日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年5月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は会計管理者から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

現金納付などに代わる新たな手段としてキャッシュレス決済等が普及しはじめてきており、様々な納付方法により市民の利便性の向上が期待できることから、今後もキャッシュレス決済の普及・拡大に努められたい。

特に、口座振替及びQRコード決済については、手数料が生じることはないため、経費節減

の観点から、口座振替などを優先的に拡充するよう、関係部署と協議されたい。

令和5年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

議事課

4 監査の期間

令和5年10月19日～令和5年11月1日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年5月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

なし

令和5年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

農業委員会事務局

4 監査の期間

令和5年10月19日～令和5年11月1日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和4年度事務事業について、令和5年5月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は事務局長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

令和4年度の遊休農地面積は578,937㎡であり、対前年比約55%と大幅に減少しているが、その要因については分析されていない。遊休農地面積は農業政策に関わる基礎的資料となるものであることから、遊休農地が大幅に減少した要因について、十分に分析・検証されたい。